

新堀神社氏子会規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は新堀町会氏子会と称し事務所を会長宅に置く。
第 2 条 本会新堀町会に属する氏子を以て構成し各種行事の運営に当る。

第2章 氏 子

- 第 3 条 本会の氏子は次の資格と義務を有する。
1. 役員に選出される資格を有する。
1. 本会の運営に関する一切の義務を有する。

第3章 役 員

- 第 4 条 本会の役員は町会各班よりの選出による。
1. 役員は役員会で総代長を互選とする。
1. 総代長は本会の会長となる。
1. 副総代長は総代長を補佐し事故ある時はその職務を代行する。
1. 総代長は各役職の氏名又は互選とする。
1. 総代は各班1名とする。
1. 総代は職務を必要に応じ兼務とする。
総代長 1名 副総代長 3名 会 計 2名
会計監査 2名 総 代 11名 世話人 19名
1. 役員任期は3年とする。但し再選は妨げない。
1. 欠員を生じた時の後任役員任期は残年期間とす。
- 第 5 条 本会に相談役を置くことができる。

第4章 行 事

- 第 6 条 本会は次の行事を行う。
1. 1月1日 初参り無病息災祈願
1. 1月15日 無病息災祈願
1. 2月 日 初午 商売繁盛祈願
1. 2月25日 天神祭り子供の健全学業祈願
1. 5月20日 山王祭り 五穀豊饒祈願
1. 9月1日 神社各社210日荒なし祈願
1. 10月14・15日を中心とした土曜日及び日曜日 感謝の秋の大祭
土曜日一宵夜 神宮を迎え大祈願 町会新加入者招待顔合わせ
日曜日一本祭り 3年に1回神輿其他裏祭り3年に2回
1. 其の外の行事は役員会で決定する。